（注意）

１．～３．（略）

４．第三面関係

①～③　（略）

④　【12. 該当する地域の区分】の欄の「地域の区分」は、基準省令第１条第１項第２号イ(1)の地域の区分をいいます（以下同じ。）。

⑤～⑦　（略）

⑧　【15. 建築物のエネルギー消費性能】の欄は、【６．建築物の用途】の欄において選択した用途に応じて、イからニまでのいずれかについて、以下の内容に従って記載してください。なお、イからニまでの事項のうち、記載しないものについては削除して構いません。

(1)・(2)　（略）

(3)　「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」については、それぞれの基準値（基準省令第10条第２号イ(1)の表に掲げる数値をいう。）と併せて記載してください。

(4)　「基準省令第10条第２号イ(2)の基準」又は「基準省令第10条第２号ロ(2)の基準」を用いる場合は、別紙に詳細を記載してください。

(5)　（略）

(6)　施行日以後認定申請建築物の増築、改築又は修繕等をする場合については、以下の内容に従って記載してください。

ⅰ）　（略）

ⅱ）　一戸建ての住宅、共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、住戸全体の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項は「基準省令第10条第２号イ(1)の基準」に、住戸全体の一次エネルギー消費量に関する事項は「基準省令第10条第２号ロ(1)の基準」に記載するとともに、令和４年改正基準省令附則第４項の基準の適用を受ける場合には、「令和４年改正基準省令附則第４項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準」のチェックボックスに「✓」マークを入れ、別紙に詳細を記載してください。

⑨～⑫　（略）

５．（略）

６．第五面関係

①・②　（略）

③　【４．住戸のエネルギー消費性能】の欄は、以下の内容に従って記載してください。

(1)～(3)　（略）

(4)　「基準省令第10条第２号イ(2)の基準」又は「基準省令第10条第２号ロ(2)の基準」を用いる場合は、別紙に詳細を記載してください。

(5)　施行日以後認定申請建築物の増築、改築又は修繕等をする場合の記載について、住戸全体の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項は「基準省令第10条第２号イ(1)の基準」に、住戸全体の一次エネルギー消費量に関する事項は「基準省令第10条第２号ロ(1)の基準」に記載するとともに、令和４年改正基準省令附則第４項の基準の適用を受ける場合には、「令和４年改正基準省令附則第４項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準」のチェックボックスに「✓」マークを入れ、別紙に詳細を記載してください。

④　（略）

７．（略）

（注意）

１．～３．（略）

４．第三面関係

①～③　（略）

④　【12. 該当する地域の区分】の欄において、「地域の区分」は、基準省令第１条第１項第２号イ(1)の地域の区分をいいます。

⑤～⑦　（略）

⑧　【15. 建築物のエネルギー消費性能】の欄は、【６．建築物の用途】の欄において選択した用途に応じて、イからニまでのいずれかについて、以下の内容に従って記載してください。なお、イからニまでの事項のうち、記載しないものについては削除して構いません。

(1)・(2)　（略）

(3)　「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」については、それぞれの基準値（基準省令第10条第２号イの表に掲げる数値をいう。）と併せて記載してください。

（新設）

(4)　（略）

(5)　施行日以後認定申請建築物の増築、改築又は修繕等をする場合については、以下の内容に従って記載してください。

ⅰ）　（略）

ⅱ）　一戸建ての住宅、共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、住戸全体の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項は「基準省令第10条第２号イの基準」に、住戸全体の一次エネルギー消費量に関する事項は「基準省令第10条第２号ロの基準」に記載するとともに、令和４年改正基準省令附則第４項の基準の適用を受ける場合には、「令和４年改正基準省令附則第４項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準」のチェックボックスに「✓」マークを入れて記載してください。

⑨～⑫　（略）

５．（略）

６．第五面関係

①・②　（略）

③　【４．住戸のエネルギー消費性能】の欄は、以下の内容に従って記載してください。

(1)～(3)　（略）

（新設）

(4)　施行日以後認定申請建築物の増築、改築又は修繕等をする場合の記載について、住戸全体の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項は「基準省令第10条第２号イの基準」に、住戸全体の一次エネルギー消費量に関する事項は「基準省令第10条第２号ロの基準」に記載するとともに、令和４年改正基準省令附則第４項の基準の適用を受ける場合には、「令和４年改正基準省令附則第４項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準」のチェックボックスに「✓」マークを入れて記載してください。

④　（略）

７．（略）